

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、経理事務員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社事務所内において、給与額のこととトラブルとなった同僚に押されたことにより、背後の扉に接触し負傷したという（以下「本件出来事」という。）。同日、請求人は、D整形外科に受診し「胸部打撲、腰部打撲」と診断された。請求人は、その後、同年〇月〇日、E病院に受診し「腰部打撲」、同月〇日、F整形外科クリニックに受診し「腰部打撲傷、第4第5腰椎椎間板ヘルニア、左座骨神経痛」、同月〇日G整形外科に受診し「腰痛症」とそれぞれ診断された（以下、胸部打撲、腰部打撲、腰部椎間板ヘルニア及び左座骨神経痛を併せて「本件傷病」という。）。

請求人は、本件傷病は業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、平成○年○月○日に発症した本件傷病は、本件出来事が原因であり、業務上の事由によるものであると主張するところ、これが認められるためには請求人の本件傷病と本件出来事との間に相当因果関係が必要であるので、以下検討する。

ア 請求人は、本件出来事の発生状況について、平成○年○月○日監督署受付の療養補償給付たる療養の給付請求書において、要旨、事務所で扉を背にして立って話をしているとき、Hに押されて後ろの扉にぶつかって腰を打ち、左足の痺れが生じ、翌日から腰の痛みがひどくなってきた、と主張している。

一方、Hは、平成○年○月○日付け聴取書及び平成○年○月○日付け電話確認書において、要旨、瞬間的に怒りがこみ上げ、請求人の左肩を右手で押してしまった、押した力はそれほど強くない、Hが押したため請求人はすぐ後ろの扉へもたれかかるような感じになった、特に身体を扉に強く打ち付けたりしていない、どこかを負傷したような感じもない、扉がミシッと音を立てたぐらいである、と述べている。また、目撃者Iも、平成○年○月○日付け電話確認書において、請求人はHに押されたためにドアにもたれかかっていたようであるが、押されたような音はもちろん、ドアに接触したような音も特になかったので、請求人はHからそれ程強い力で押されていないように

思う旨を述べている。

以上のおおりに、HとIの申述は一致しており、その内容は具体的であり、不自然もしくは不合理な点も認められないものであることから、当審査会としても、Hが請求人を押した力はそれ程強くはなく、同外力によって請求人が負傷したとは認めることはできないものである。

イ 本件傷病について、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、基礎疾患や既往症として「腰部椎間板ヘルニア、右膝痛、治療歴あり」、その他参考意見として「腰痛、右仙腸関節痛、愁訴にて検査希望された。」と述べている。

一方、労働局労災協力医K医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「〇年〇月〇日の腰椎MR I 所見では、加齢性変性を軽度に認め、明らかな椎間板ヘルニアは認められない。『押されて後方のドアにぶつかった』という外傷（災害）で腰椎椎間板ヘルニアを発生することは考えにくく、腰椎椎間板ヘルニアと本災害との因果関係はないと思われる。」と述べている。

当審査会としても、上記K医師の意見は妥当であり、また、前記アで認定した本件出来事の発生状況を鑑みると、請求人が主張する胸部打撲等の傷病についても本件出来事が契機となって発症したものと判断することはできず、他にこれを裏付けるに足りる証拠もない。

以上のことからすると、請求人の本件傷病と本件出来事との間には、相当因果関係はないものと判断することが相当である。

(2) なお、請求人が主張するとおりに、本件傷病が本件出来事によって発生したものであると仮定しても、本件出来事に至る経緯をみると、引用した決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおりに、請求人には、請求人の態度や発言により強い怒りを抱いていたHに対して、更に感情を逆なでするような発言をするという自招行為が認められるものであり、本件出来事には業務起因性がないものと判断する。

(3) したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおおりにあるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。